明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（**厚生労働**九七）　一

〔告　示〕

○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（**財務**二四七～二五四）　一

○国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（**同**二五五～二五七）　六

○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示（**同**二五八～二六〇）　九

○食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（**厚生労働**三一三）　三

○高速自動車国道に関する件（**国土交通**七八二、七八三）　三

○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（**東北地方整備局**一二二）　三

○道路に関する件（**同**一二三）　三

○道路に関する件（**近畿地方整備局**一四五）　三

○道路に関する件（**中国地方整備局**一四三～一四六）　三

○道路に関する件（**四国地方整備局**五九、六〇）　三

○道路に関する件（**北海道開発局**一一一、一一二）　三

〔公　告〕

諸事項

裁判所

破産、免責、再生関係　三六

特殊法人等

独立行政法人製品評価技術基盤機構計量法第百四十六条において準用する同法第六十六条の規定に基づく登録の失効、日本年金機構平成二十五事業年度財務諸表、厚生年金基金解散・清算人就任関係　三九

地方公共団体

行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、公示送達関係　四四

会社その他

会社決算公告　四四

省　令

○厚生労働省令第九十七号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十条の規定に基づき、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年八月八日

厚生労働大臣　田村　憲久

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令

食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一中第四百四十二号を第四百四十三号とし、第百二十一号から第四百四十一号までを一号ずつ繰り下げ、第百二十号の次に次の一号を加える。

百二十一　グルタミルバリルグリシン

附　則

この省令は、公布の日から施行する。